

## 【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 2026年6月30日
- 【発行者名】 グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー  
(Global Funds Trust Company)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 エリック・スプリ  
(Eric Soubry, Director)
- 【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、  
ウグランド・ハウス、私書箱309  
(PO Box 309, Ugland House,  
Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大西信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 大西信治  
同 金光由以  
同 松井佑樹
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
- 【電話番号】 03(6212)8316
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ノムラ・ファンド・セレクト - アポロ・プライベート・マーケットSICAV  
アポロ・アラインド・オルタナティブス・ファンド  
(Nomura Fund Select - Apollo Multi Alternative Strategies Fund)
- 【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】  
当初募集期間  
100億米ドル(約1兆4,888億円)を上限とします。  
継続募集期間  
100億米ドル(約1兆4,888億円)を上限とします。  
(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、  
2025年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の  
仲値である、1米ドル=148.88円によります。  
(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入して  
いる場合があります。したがって、合計の数字が一致しない場合があり  
ます。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所  
定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。した  
がって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合  
もあります。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

ファンドの受益証券の最低申込単位を2026年7月1日付で変更するとともに、販売および買戻し手続等を一部変更するため、また、ファンドの投資対象ファンドの関係法人の異動およびそれに伴う変更があるため、2025年11月21日に提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)の記載事項のうち関連情報を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

(注)下線の部分は訂正箇所を示します。

### 第一部 証券情報

#### (6) 申込単位

<訂正前>

5,000口以上1口単位

<訂正後>

5,000口以上1口単位

(注)2026年7月1日付で、5,000口以上から3,000口以上に変更されます。以下同じです。

#### (12) その他

(口) 引受等の概要

<訂正前>

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2025年10月10日付受益証券販売・買戻契約を締結しています。

(後略)

<訂正後>

販売会社は、管理会社との間で日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関する2025年10月10日付受益証券販売・買戻契約(修正済)を締結しています。

(後略)

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (3) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2025年10月10日付で管理会社との間で代行協会員契約(注4)を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2025年10月10日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(注5)を締結。ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務について規定しています。

(後略)

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
野村證券株式会社	代行協会員 販売会社	2025年10月10日付で管理会社との間で代行協会員契約(注4)を締結。代行協会員業務について規定しています。また、2025年10月10日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(修正済)(注5)を締結。ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務について規定しています。

(後略)

## 3 投資リスク

## リスク要因

&lt;訂正前&gt;

(前略)

**規制事項に関する一定のリスク**

(中略)

EUおよび英国の証券金融取引規則

(中略)

- ・ SFTおよびトータル・リターン・スワップの対象資産および受領した担保の安全な保管方法(例:ファンドの保管会社への保管)の明記

SFTおよびTRSの対象となる投資対象投資法人および投資対象ファンドの資産ならびに受領した担保は、CACEISバンクルクセンブルグ支店(以下「保管受託銀行」といいます。)によって保有されます。

(中略)

**投資対象投資法人に関する利益相反**

(中略)

アポロの報酬に関連する利益相反

(中略)

投資対象ファンド投資運用会社(またはその指定関連会社)は原則として、AIFMが提供する評価に基づき投資対象投資法人および投資対象ファンドの管理事務代行者であるCACEISバンクルクセンブルグ支店(「投資対象ファンド管理事務代行会社」)が算出する投資対象ファンドの純資産価額の一定割合に相当する投資対象ファンド運用報酬の支払いを受けます。上記の「特定のリスク要因-規制事項に関する一定のリスク-評価および会計基準の変更」に詳述されるとおり、投資対象ファンドの純資産価額の計算には、例えば、投資対象投資法人のポートフォリオの価値およびその未払費用、ポートフォリオの正味の利益および負債などの推定(例えば、投資対象の売却後に生じ得る、潜在的な主観的または偶発的債務を除外することなど)に関して、一定の主観的判断が含まれるため、投資対象ファンドの純資産価額は、これらの資産の売却時に実現可能な価額と一致しない可能性があります。投資対象ファンドの純資産価額が実際の純資産価額を反映しない方法で計算されている場合、当該投資対象ファンド投資証券の購入価格または所定の日における当該投資証券の買戻しにおいて支払われる価格は、当該投資対象ファンドのポートフォリオの価値を正確に反映していない可能性があり、これらの投資対象ファンド投資証券の価値は購入価格以下または買戻価格以上となる場合があります。より一般的には、運用報酬またはより高額な運用報酬は、アポロが、当該運用報酬またはより高額な運用報酬が請求されるアポロ・クライアントに対して、より多くの資源を割り当て、より収益性の高い投資機会を配分するインセンティブとなります。上記の「特定のリスク要因-投資対象投資法人の投資に関する一定のリスク-共同投資に関して支払うべき手数料およびキャリド・インタレスト」を参照のこと。

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

**規制事項に関する一定のリスク**

(中略)

EUおよび英国の証券金融取引規則

(中略)

- ・ SFTおよびトータル・リターン・スワップの対象資産および受領した担保の安全な保管方法(例:ファンドの保管会社への保管)の明記

SFTおよびTRSの対象となる投資対象投資法人および投資対象ファンドの資産ならびに受領した担保は、BNPパリバルクセンブルグ支店(以下「保管受託銀行」といいます。)によって保有されます。

(中略)

**投資対象投資法人に関する利益相反**

(中略)

アポロの報酬に関連する利益相反

(中略)

投資対象ファンド投資運用会社(またはその指定関連会社)は原則として、AIFMが提供する評価に基づき投資対象投資法人および投資対象ファンドの管理事務代行者であるアルケリスト・ルクセンブルグ・エス・エー(「投資対象ファンド管理事務代行会社」)が算出する投資対象ファンドの純資産価額の一定割合に相当する投資対象ファンド運用報酬の支払いを受けます。上記の「特定のリスク要因 - 規制事項に関する一定のリスク - 評価および会計基準の変更」に詳述されるとおり、投資対象ファンドの純資産価額の計算には、例えば、投資対象投資法人のポートフォリオの価値およびその未払費用、ポートフォリオの正味の利益および負債などの推定(例えば、投資対象の売却後に生じ得る、潜在的な主観的または偶発的債務を除外することなど)に関して、一定の主観的判断が含まれるため、投資対象ファンドの純資産価額は、これらの資産の売却時に実現可能な価額と一致しない可能性があります。投資対象ファンドの純資産価額が実際の純資産価額を反映しない方法で計算されている場合、当該投資対象ファンド投資証券の購入価格または所定の日における当該投資証券の買戻しにおいて支払われる価格は、当該投資対象ファンドのポートフォリオの価値を正確に反映していない可能性があり、これらの投資対象ファンド投資証券の価値は購入価格以下または買戻価格以上となる場合があります。より一般的には、運用報酬またはより高額な運用報酬は、アポロが、当該運用報酬またはより高額な運用報酬が請求されるアポロ・クライアントに対して、より多くの資源を割り当て、より収益性の高い投資機会を配分するインセンティブとなります。上記の「特定のリスク要因 - 投資対象投資法人の投資に関する一定のリスク - 共同投資に関して支払うべき手数料およびキャリド・インタレスト」を参照のこと。

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

##### 投資対象ファンドの費用

(中略)

##### 保管受託銀行の報酬

保管受託銀行は、投資対象投資法人、保管受託銀行およびAIFMの間で締結された契約(以下「保管受託契約」といいます。)に定める保管受託報酬を投資対象ファンドから受領する権利を有します。

保管受託銀行および投資対象ファンド管理事務代行会社の報酬は、年間100,000ユーロを下限とします。正確な報酬金額には、関連するサービス契約に概説されているとおり複数の基準による変動要素が含まれており、当該契約は、投資対象投資法人の登録事務所において請求に応じて無料で投資対象ファンドの投資家に提供されます。

##### 投資対象ファンド管理事務代行会社の報酬

投資対象ファンド管理事務代行会社は、投資対象投資法人に関して投資対象投資法人、AIFMおよび管理事務代行会社の間で締結された投資対象ファンド管理事務代行契約(以下「投資対象ファンド管理事務代行契約」といいます。)に定める管理事務代行報酬を投資対象ファンドから受領する権利を有します。

保管受託銀行および投資対象ファンド管理事務代行会社の報酬は、年間100,000ユーロを下限とします。正確な報酬金額には、関連するサービス契約に概説されているとおり複数の基準による変動要素が含まれており、当該契約は、投資対象投資法人の登録事務所において請求に応じて無料で投資家に提供されます。

##### プラットフォーム・アドバイザー報酬

投資対象ファンド投資運用会社とS64キャピタル・イノベーションとして取引するS64ベンチャーズ・リミテッド(以下「プラットフォーム・アドバイザー」といいます。)の間で締結されたプラットフォーム・アドバイザー契約(以下「プラットフォーム・アドバイザー契約」といいます。)に基づき、S64ベンチャーズ・リミテッドは、プラットフォーム・アドバイザー契約に定めるアドバイザー報酬(以下「プラットフォーム・アドバイザー報酬」といいます。)を受領する権利を有します。プラットフォーム・アドバイザー報酬は、投資対象ファンド投資運用会社が運用報酬から負担しますが、投資者は、投資対象ファンドがプラットフォーム・アドバイザーの役割に関連する特定の手数料、経費および費用を、運営費用として負担することに留意すべきです。

(後略)

<訂正後>

(前略)

##### 投資対象ファンドの費用

(中略)

##### 保管受託銀行の報酬

保管受託銀行は、投資対象投資法人、保管受託銀行およびAIFMの間で締結された契約(以下「保管受託契約」といいます。)に定める保管受託報酬を投資対象ファンドから受領する権利を有します。

保管受託銀行の報酬は、四半期あたり5,500ユーロを下限とします。正確な報酬金額には、関連するサービス契約に概説されているとおり複数の基準による変動要素が含まれており、当該契約は、投資対象投資法人の登録事務所において請求に応じて無料で投資対象ファンドの投資家に提供されます。

#### 投資対象ファンド管理事務代行会社の報酬

投資対象ファンド管理事務代行会社は、投資対象投資法人に関して投資対象投資法人、AIFMおよび管理事務代行会社の間で締結された投資対象ファンド管理事務代行契約(以下「投資対象ファンド管理事務代行契約」といいます。)に定める管理事務代行報酬を投資対象ファンドから受領する権利を有します。

投資対象ファンド管理事務代行会社の報酬は、四半期あたり80,000ユーロを下限とします。正確な報酬金額には、関連するサービス契約に概説されているとおり複数の基準による変動要素が含まれており、当該契約は、投資対象投資法人の登録事務所において請求に応じて無料で投資家に提供されます。

#### プラットフォーム・アドバイザー報酬

ライラ・クライアント・ソリューションズ・UK・リミテッド(以下「プラットフォーム・アドバイザー」といいます。)は、投資対象ファンドについて行為する投資対象投資法人とプラットフォーム・アドバイザーの親会社等の間で締結されたクライアント・サービス契約(以下「プラットフォーム・アドバイザー・クライアント・サービス契約」といいます。)に基づき、投資対象ファンドに関するプラットフォーム・アドバイザーとして任命されています。プラットフォーム・アドバイザーは、アポロに一部間接保有されています。

プラットフォーム・アドバイザーは、投資対象ファンドに対して提供するサービスの対価として、プラットフォーム・アドバイザー・クライアント・サービス契約の条件に従い、投資対象ファンドから支払われる報酬(以下「プラットフォーム・アドバイザー報酬」といいます。)を受領する権利を有します。当該プラットフォーム・アドバイザー報酬は、投資対象ファンド運用報酬を減額しません。

(後略)

## 第2 管理及び運営

### 1 申込（販売）手続等

#### （1）海外における販売手続等

<訂正前>

（前略）

##### 受益証券の継続募集

受益証券は、適格投資家に対して取引日（以下において定義します。）において継続的に募集されます。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とします。ただし、取引締切時間（以下に定義します。）より前に受領されることを条件とします。投資家一人当たりの一申込注文当たりの投資口数は、5,000口以上1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とし、受益証券は、整数でのみ発行されます。受益証券の申込みは口数指定で行われます。

（後略）

<訂正後>

（前略）

##### 受益証券の継続募集

受益証券は、適格投資家に対して取引日（以下において定義します。）において継続的に募集されます。各受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とします。ただし、取引締切時間（以下に定義します。）より前に受領されることを条件とします。投資家一人当たりの一申込注文当たりの投資口数は、3,000口以上（2026年7月1日付で5,000口以上から引下げ）1口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とし、受益証券は、整数でのみ発行されます。受益証券の申込みは口数指定で行われます。

（後略）

#### （2）日本における販売手続等

<訂正前>

（前略）

継続募集期間においては、毎月1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日までの申込受付分が、その月の評価日の純資産価格での購入となります。

販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

継続募集期間においては、午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の申込受付分とします。販売の単位は、5,000口以上1口単位です。購入価額は、申込んだ月の評価日の純資産価格です。純資産価格は、原則として評価日の28ファンド営業日後の翌国内営業日に判明します。純資産価格が判明する日程は、販売会社に問い合わせるものとします。日本における約定日は販売会社が購入注文の成立を確認した日（通常、上記の純資産価格が判明した国内営業日）であり、約定日から起算して4国内営業日目までに、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

購入口数	購入時手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込）

（後略）

<訂正後>

（前略）

継続募集期間においては、毎月1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から月内最終ファンド営業日までの申込受付分が、その月の評価日の純資産価格での購入となります。なお、月内最終ファンド営業日の午後3時を過ぎると、申込みを取消すことはできません。

販売会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

継続募集期間においては、午後3時までに申込みが行われ、かつ申込みについての販売会社所定の事務手続が完了したものを、当日の申込受付分とします。販売の単位は、3,000口以上（2026年7月1日付で5,000口以上から引下げ）1口単位で

す。購入価額は、申込んだ月の評価日の純資産価格です。純資産価格は、原則として評価日の28ファンド営業日後の翌国内営業日に判明します。純資産価格が判明する日程は、販売会社に問い合わせるものとします。日本における約定日は販売会社が購入注文の成立を確認した日（通常、上記の純資産価格が判明した国内営業日）であり、約定日から起算して4国内営業日目までに、申込金額および以下の申込手数料を販売会社に支払うものとします。

購入口数	購入時手数料
10万口未満	申込金額の3.30%（税込）
10万口以上50万口未満	申込金額の1.65%（税込）
50万口以上	申込金額の0.55%（税込） （後略）

## 2 買戻し手続等

### （1）海外における買戻し手続等

<訂正前>

（前略）

#### ファンド

投資対象ファンド投資証券の買戻しは、上記のように所定の制限に服します。以下を条件として、管理会社は、該当する買戻日において、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求を投資対象ファンドが受諾している範囲内で、買戻請求の受諾および決済を決定することができます。

投資対象ファンドの買戻請求の合計が上記の制限を超えたことで投資対象ファンドが当該制限までの買戻請求に比例按分で応じるためか、または、その他の理由により、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求の全額が受理されない場合、管理会社は、当該買戻日のための受益証券の買戻しを行わないことが予定されています。疑義を避けるために申し添えると、管理会社は関連する買戻日に関する受益証券の買戻しを行わない一方、買戻日に買い戻される受益証券の口数を比例按分に制限するのではなく、投資対象ファンド投資証券の買戻請求の減少を受け入れる場合があります。

受益者は、翌買戻日に関して買戻通知を再度提出することができ、管理会社は、翌買戻日に受益証券を買い戻すことを容易にするために、当該買戻請求を翌四半期/翌月に投資対象ファンドに再提出して、翌買戻日に受益証券を買い戻すことが期待されています。ただし、当該買戻日までに、投資対象ファンド投資証券が買い戻される必要があります。投資対象ファンドの基準価額の算出方法、算出時期および買戻限度額は、関連する投資対象ファンドの募集書類に従って決定されます。

疑義を避けるために申し添えると、管理会社は、その独自の裁量により、換金（買戻し）請求の受付を中止し、拒否し、または取り消す場合があります。また、換金（買戻し）代金の支払を遅延させることがあります。これには管理会社が投資顧問会社と協議の上で換金（買戻し）により投資方針の遵守が困難になると決定した場合が含まれます。また、管理会社は、純資産価格の決定が停止されている間も換金（買戻し）を停止します。

上記に加えて、管理会社は、受託会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価額の計算および/またはファンドの受益証券の申込みおよび/または買戻しを停止し、および/またはファンドの受益証券を買戻しのために提出した者に対する買戻代金の支払いを遅らせることができます（それぞれを「停止」といいます。）。

（ ）投資対象ファンドが当該投資対象ファンドに関してかかる措置を講じている場合

（ ）管理会社社会社が停止を宣言することが賢明であると判断した場合

（後略）

<訂正後>

（前略）

#### ファンド

投資対象ファンド投資証券の買戻しは、上記のように所定の制限に服します。以下を条件として、管理会社は、該当する買戻日において、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求を投資対象ファンドが受諾している範囲内で、買戻請求の受諾および決済を決定することができます。

投資対象ファンドの買戻請求の合計が上記の制限を超えたこと、または、その他の理由により、管理会社が投資対象ファンドに提出した買戻請求の全額が受理されず、その結果、投資対象ファンドが当該制限額の範囲内で比例按分またはその他の方法により買戻請求に応じることを企図する場合、管理会社は、投資顧問会社と協議の上、当該買戻日に関する受益証券の買戻請求の一部に応じ、当該買戻日に買い戻される受益証券の口数を比例按分その他の方法により制限する場合があります。

疑義を避けるために申し添えると、当該買戻日に買い戻されなかった残りの受益証券に係る買戻請求は、次回の買戻日に繰り越されるのではなく、取り下げられたものとみなされます。

受益者は、翌買戻日に関して買戻通知を再度提出することができ、管理会社は、翌買戻日に受益証券を買い戻すことを容易にするために、当該買戻請求を翌四半期/翌月に投資対象ファンドに再提出して、翌買戻日に受益証券を買い戻すことが

期待されています。ただし、当該買戻日までに、投資対象ファンド投資証券が買戻される必要があります。投資対象ファンドの基準価額の算出方法、算出時期および買戻限度額は、関連する投資対象ファンドの募集書類に従って決定されます。

疑義を避けるために申し添えると、管理会社は、その独自の裁量により、全部または一部の換金（買戻し）請求の受付を中止し、拒否し、または取り消す場合があります。また、換金（買戻し）代金の支払を遅延させることがあります。これには管理会社が投資顧問会社と協議の上で換金（買戻し）により投資方針の遵守が困難になると決定した場合があります。また、管理会社は、純資産価格の決定が停止されている間も換金（買戻し）を停止します。

上記に加えて、管理会社は、受託会社と協議の上、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資産価額の計算および/またはファンドの受益証券の申込みおよび/または買戻しを停止し、および/またはファンドの受益証券を買戻しのために提出した者に対する買戻代金の支払いを遅らせることができます（それぞれを「停止」といいます。）。

( ) 投資対象ファンドが当該投資対象ファンドに関してかかる措置を講じている場合

( ) 管理会社が停止を宣言することが賢明であると判断した場合

( 後略 )

( 2 ) 日本における買戻し手続等

< 訂正前 >

1月、4月、7月、10月の1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から20日（ファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日）までの申込受付分が、それぞれ申込月の2か月後の月の評価日の純資産価格での換金（買戻し）となります。

なお、換金（買戻し）制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、純資産価格が判明する日に確認できます。

( 後略 )

< 訂正後 >

1月、4月、7月、10月の1日（国内営業日でない場合は翌国内営業日）から20日（ファンド営業日でない場合は直前のファンド営業日）までの申込受付分が、それぞれ申込月の2か月後の月の評価日の純資産価格での換金（買戻し）となります。なお、各申込月の申込最終日の午後3時を過ぎると、申込みを取消すことはできません。

また、換金（買戻し）制限のため、注文が成立しない場合があります。注文の成立は、純資産価格が判明する日に確認できます。

( 後略 )

[次へ](#)

### 第三部 特別情報

#### 第4 その他

<訂正前>

（前略）

（3）目論見書に次の事項を記載することがあります。

（中略）

・その他の留意点として、

（中略）

「ファンドは、投資対象ファンドの解約申込みを行うことにより、受益者からの換金（買戻し）申込みに対応します。投資対象ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、四半期ごとに、投資対象ファンドとパラレル・ファンドの合計解約額が投資対象ファンドとパラレル・ファンドの合計純資産総額（換金不可となっている分等を除き、直前の四半期内の月の最も低い純資産総額を用いて測定されます。パラレル・ファンド等の状況も考慮されます。）の5%までとする解約制限があり、また投資対象ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、投資対象ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は換金（買戻し）請求の受付を差し戻し（拒否）することができ、また、換金（買戻し）により投資方針の遵守が困難となる場合、管理会社は投資顧問会社と協議の上で換金（買戻し）請求の受付を差し戻し（拒否）することがあります。また当該事由が解消しない場合等には換金（買戻し）の受付を中止する期間が長期化する場合があります。

ファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資対象ファンドの評価に際し、原則としてファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月のファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるオルタナティブ投資が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資対象ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格は投資対象ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」

との記載

（後略）

<訂正後>

（前略）

（3）目論見書に次の事項を記載することがあります。

（中略）

・その他の留意点として、

（中略）

「ファンドは、投資対象ファンドの解約申込みを行うことにより、受益者からの換金（買戻し）申込みに対応します。投資対象ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、四半期ごとに、投資対象ファンドとパラレル・ファンドの合計解約額が投資対象ファンドとパラレル・ファンドの合計純資産総額（換金不可となっている分等を除き、直前の四半期内の月の最も低い純資産総額を用いて測定されます。パラレル・ファンド等の状況も考慮されます。）の5%までとする解約制限があり、また投資対象ファンドには解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資対象ファンドの流動性は限定的です。なお、投資対象ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は全部または一部の換金（買戻し）請求の受付を差し戻し（拒否）することができ、また、換金（買戻し）により投資方針の遵守が困難となる場合、管理会社は投資顧問会社と協議の上で全部または一部の換金（買戻し）請求の受付を差し戻し（拒否）することがあります。また当該事由が解消しない場合等には換金（買戻し）の受付を中止する期間が長期化する場合があります。

ファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資対象ファンドの評価に際し、原則としてファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月のファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるオルタナティブ投資が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資対象ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・ファンド証券1口当たり純資産価格は投資対象ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。」

との記載

（後略）

